

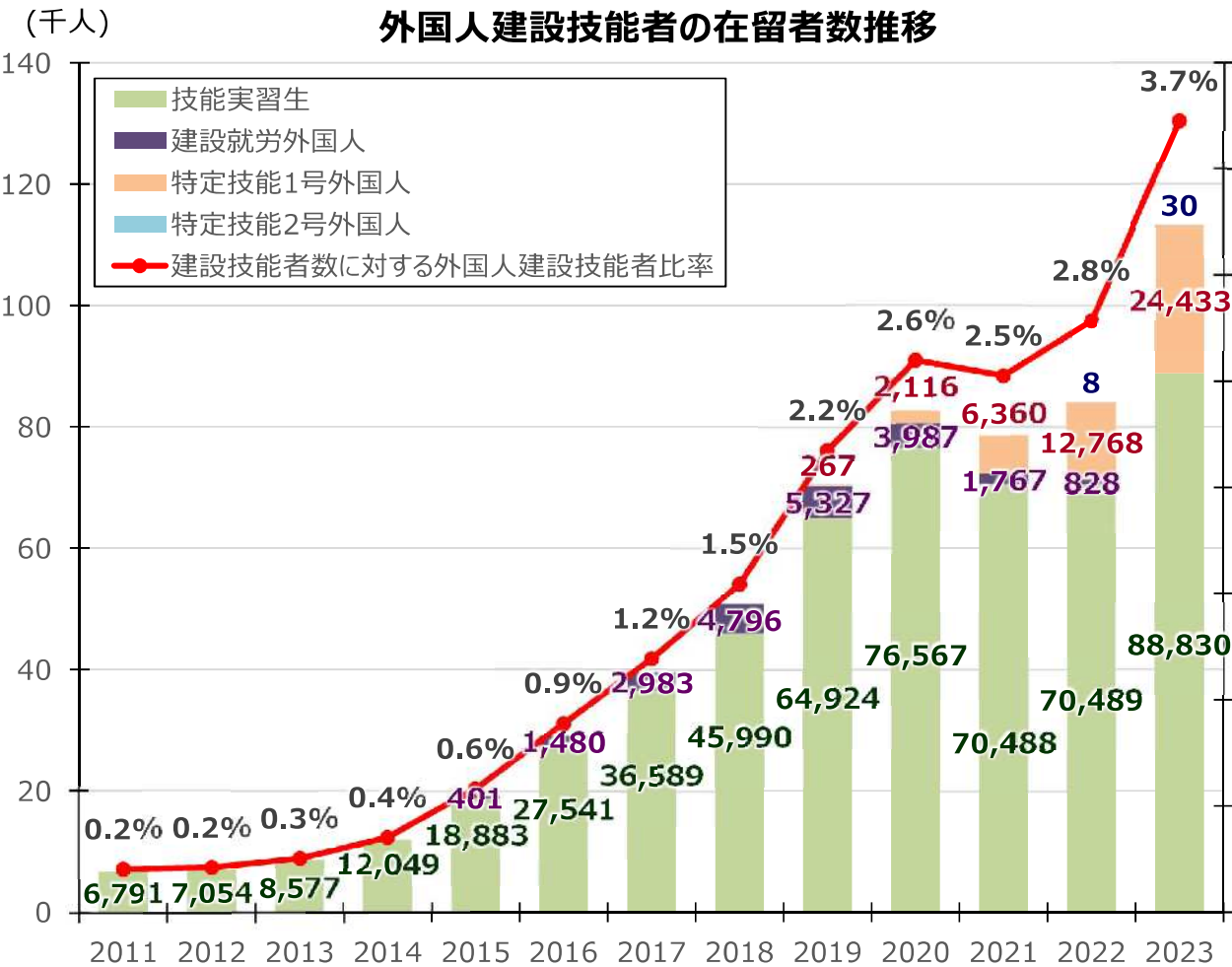
令和7年2月14日
第7回あいち外国人材適正受入れ・共生推進協議会

建設分野における外国人材の受入れ

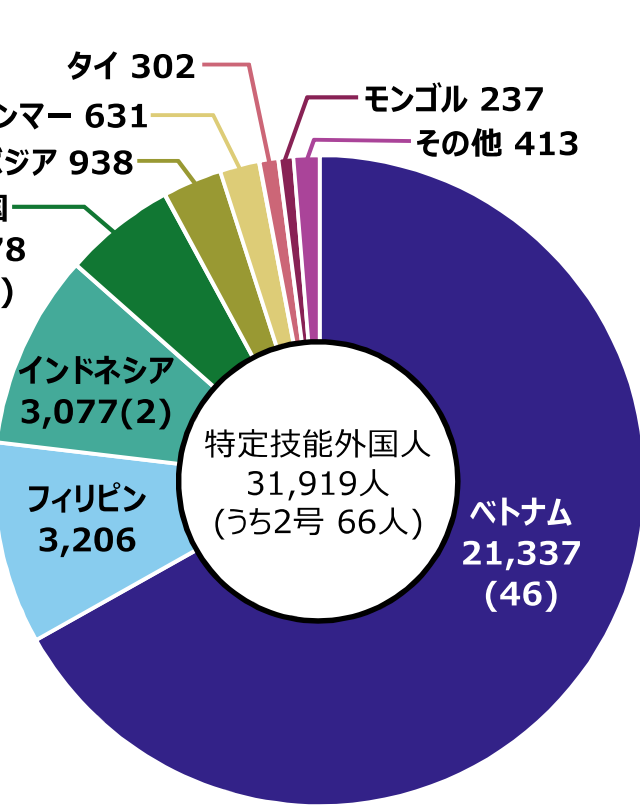
中部地方整備局
建政部 建設産業課

外国人建設技能者の現状

- 建設分野で活躍する外国人技能者の在留者数は約11万人で、全建設技能者数の約3.7%
- 在留資格別では技能実習が最多(2023年：約9万人) (ただし、技能実習制度は人材育成により国際貢献を行うことを目的とした制度)
- 特定技能2号外国人は現在66人が在留 (特定技能2号外国人数及び国籍・地域別の内訳は2024年6月末時点)



国籍・地域別特定技能在留外国人数
(2024年6月末時点)



※ 出所 以下公表値を基に国土交通省で作成 (外国人建設技能者数は特定技能外国人、技能実習生、建設就労外国人を合計した人数)

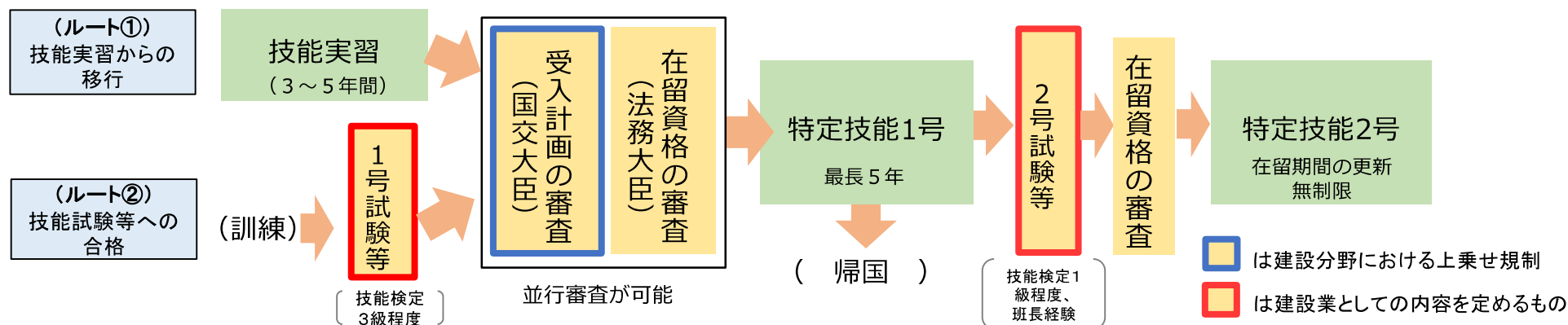
- ・全建設技能者数 : 総務省「労働力調査」(暦年平均)をもとに国土交通省で作成
- ・特定技能外国人数 : 入管庁の公表資料「特定技能在留外国人数」(在留者数推移グラフにおける数値は各年度末時点又は各年12月末時点)
- ・技能実習生数 : 厚生労働省「外国人雇用状況」の届出状況まとめ (各年10月末時点)
- ・外国人建設就労者数 : 国土交通省による集計 (各年度末時点、2015年度から2022年度まで)

建設分野における特定技能制度の概要

○建設分野における「特定技能1号」の在留資格の取得方法

以下の2ルートのうちいずれかにより、「特定技能1号」の在留資格を得ることが可能。

- ①技能実習2号を良好に修了(又は技能実習3号を修了)
- ②以下の試験の両方に合格
 - (a)技能評価試験:「技能検定3級」又は「建設分野特定技能1号評価試験」
 - (b)日本語試験:「国際交流基金日本語基礎テスト」又は「日本語能力試験(N4以上)」



○建設分野における上乗せ規制の概要

- 1) 業種横断の基準に加え、建設分野の特性を踏まえて国土交通大臣が定める特定技能所属機関（受入企業）の基準を設定
- 2) 当該基準において、建設分野の受入企業は、受入計画を作成し、国土交通大臣による審査・認定を受けることを求める
- 3) 受入計画の認定基準
 - ①受入企業は建設業法第3条の許可を受けていること
 - ②受入企業及び1号特定技能外国人の建設キャリアアップシステムへの登録
 - ③特定技能外国人受入事業実施法人（JAC）への加入及び当該法人が策定する行動規範の遵守
 - ④特定技能外国人の報酬額が同等の技能を有する日本人と同等額以上、安定的な賃金支払い、技能習熟に応じた昇給
 - ⑤賃金等の契約上の重要事項の書面での事前説明（外国人が十分に理解できる言語）
 - ⑥1号特定技能外国人に対し、受入れ後、国土交通大臣が指定する講習または研修を受講させること
 - ⑦国又は適正就労監理機関による受入計画の適正な履行に係る巡回指導の受入れ 等